

緑ごみに関する お知らせ



新鵜沼台は、アルゼンチンアリの生息区域またはアルゼンチンアリ生息区域に隣接した地域になります。そのため、アルゼンチンアリの生息区域拡大を防止するため、当地域の緑ごみは焼却処理を行います。

下記の「アルゼンチンアリの生息区域の緑ごみの出し方」をご確認いただき、燃やすごみとしてごみステーションにお出しいただくか、北清掃センターに直接持ち込みをしていただきますようお願いいたします。

<アルゼンチンアリ生息区域の緑ごみの出し方>

- ① 緑ごみのうち太さ3cm以内の枝は、細かく切ってください。
- ② 必ず透明なビニール袋に入れてください（指定ごみ袋に入れる必要はありません）。
- ③ 1回の収集日あたり3袋までとしてください。
- ④ 太さ3cmを超える枝や幹は、長さ1m、太さ15cm以内に切って、北清掃センターへ搬入してください（「燃やすごみ」として出されても収集しません）。
- ⑤ 多量の場合は、北清掃センターへ搬入してください。

<北清掃センターへ搬入時の注意>

- ① 北清掃センターへ搬入する際は「アルゼンチンアリ生息区域から出た緑ごみ」であることを申告してください。
- ② 北清掃センターへの搬入時も、透明なビニール袋に入れてください（指定ごみ袋に入れる必要はありません）。

●問い合わせ先

緑ごみの処分に関すること
アルゼンチンアリ生息区域に関すること
北清掃センターに関すること

環境政策課 環境政策係
環境政策課 環境衛生係
北清掃センター

058-383-4230
058-383-4231
058-384-3616